

3 源泉所得税

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年分の源泉所得税の課税状況及び民間給与実態調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成12年分）

(1) 利子所得等

イ	源泉分離課税制度（租税特別措置法第3条1項、第3条の3 1項）	15%
ロ	特定の匿名組合契約に基づく利益の分配（所得税法第210条）	20%
ハ	特定の割引債の償還差益（租税特別措置法第41条の12）	16%、18%
ニ	定期積金の給付補てん金、銀行法第2条4項の契約に基づく給付補てん金、 抵当証券の利息、一時払養老（損害）保険等の差益（保険期間が5年以下のもの）等	源泉分離課税 （所得税法第209条の2） 15%

(2) 配当所得

イ	源泉分離選択課税制度適用分（租税特別措置法第8条の5）	35%
	（証券投資信託の収益の分配）（租税特別措置法第8条の2～第8条の4）	15%
ロ	総合課税制度適用分（所得税法第22条、租税特別措置法第9条の2）	20%

(3) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離課税）

(4) 給与所得

「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額（略）

(5) 退職所得

イ	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に定める額（略）
ロ	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合	20%

(6) 報酬・料金等所得

イ	原稿料等（所得税法第204条1項1号）	1回の支払金額100万円までの部分	10%		
	弁護士、税理士等（同条1項2号）				
	職業野球選手、騎手等（同条1項4号）			100万円超の部分	20%
	芸能等についての出演等（同条1項5号）				
	契約金（同条1項7号）				

《控除額》

ロ	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）	= 1回の支払金額につき1万円	10%
	職業拳闘家（同条1項4号）	= 1回の支払金額につき5万円	
	外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）	= 月分の支払金額につき12万円	
	パー、キャバレーのホステス等（同条1項6号）	= 1回の支払金額につき（5千円×日数）	
	広告宣伝の賞金（同条1項8号）	= 1回の支払金額につき50万円	
	競馬の馬主が受ける賞金（同条1項8号）	= 1回の支払賞金額につき	
	（所得税法174条）	（賞金額の20% + 60万円）	
	診療報酬（同条1項3号）	= 月分の支払金額につき20万円	

ハ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条～第209条）

（支払う年金の額 - それに係る保険料又は掛金の額） 10%

ニ 芸能法人（所得税法第174条10号）

ホ 公的年金等（所得税法第203条の2）

- (イ) 扶養親族等の申告書を提出した場合 = (基礎控除額 + 人的控除額) 超の部分 10% - 年金定率控除額
- (ロ) 扶養親族等の申告書を提出していない場合 = (支給金額 × 25%) 超の部分 10%

3 - 1 課 税 状 況

(1) 総 括

区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	合 計
利 子 所 得 等	124,415,074	1,304	312	124,416,690
配 当 所 得	11,752,762	10,327	-	11,763,089
上場株式等の譲渡所得等	8,067,148	-	-	8,067,148
給 与 所 得	225,664,706	338,622	45,102	226,048,430
退 職 所 得	5,618,007	4,374	-	5,622,381
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	16,898,675	14,089	1,334	16,914,098
非 居 住 者 等 所 得	801,058	8,058	490	809,606
計	393,217,430	376,774	47,238	393,641,442

調査対象：1 平成13年1月10日までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

2 平成12年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

年 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非住居者等所得	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 8	43,811,793	11,637,179	4,897,418	247,263,631	4,072,797	19,641,037	537,919	331,861,774
9	35,855,571	12,113,851	3,072,983	294,303,163	4,643,761	20,055,186	659,783	370,704,298
10	27,150,146	13,225,307	2,307,667	231,550,370	5,664,415	17,415,033	692,202	298,005,140
11	23,645,626	11,306,676	10,209,636	232,999,239	6,071,786	17,240,420	564,953	302,038,336
12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442

(注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

3 源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税、 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	197,096	29,813	4,273
社 債	3,308,602	494,636	79,551
預 貯 金	郵便貯金	114,453,438	297,699,546
	銀行預金	5,528,274	10,757,354
	銀行以外の金融機関の預貯金 利子	2,599,039	6,902,802
勤務先預金の利子	2,979,193	446,879	22,095
合同運用信託の収益の分配	2,712,376	406,314	383,710
公社債投資信託の収益の分配	10,440	1,566	4
定期積金の給付補てん金等	2,752,757	411,262	-
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益	283,288	43,853	294
割引債の償還差益	-	-	-
計	831,766,873	124,415,074	315,849,629

調査対象：平成12年分の利子所得の源泉所得税について、平成12年2月から平成13年1月までに提出された「利子等の

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	1,009,355	57,814,235	11,562,847	4,006	2,370,773
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	112	17	-	-
計	-	57,814,347	11,562,864	-	2,370,773

調査対象：平成12年分の配当所得の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲渡利益金額	源泉徴収税額
	千円	千円
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等 の	信用取引等	1,207,172
	転換社債等	150,342
	その他の上場株式等	6,709,634
計	40,335,740	8,067,148

調査対象：平成12年分の上場株式等のた「上場株式等の譲渡利益

税 分	合 計		区 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
千円	千円	千円	
7,386,642	7,588,011	29,813	公 債
21,073,710	24,461,863	494,636	社 債
2,680,981	1,065,754,026	114,453,438	預貯金 { 郵便貯金 銀行預金 銀行以外の金融機関の 預貯金 勤務先預金の利子
10,896,223	58,476,273	5,528,274	
13,991,801	38,221,529	2,599,039	
-	3,001,288	446,879	合同運用信託の収益の分配
232,574	3,328,660	406,314	公社債投資信託の収益の分配
-	10,444	1,566	定期積金の給付補てん金等
8,894	2,761,651	411,262	匿名組合契約等に基づく収益 の分配、生命保険等の差益
-	283,582	43,853	割引債の償還差益
-	-	-	
56,270,825	1,203,887,327	124,415,074	計

「所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
人	千円	千円	千円	千円	
3,376	542,554	189,894	60,727,562	11,752,741	利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資 法人の投資口の配当等 公募・私募証券投資信託の収益の 分配及び特定株式投資信託の収益 の 分 配
-	26	4	138	21	
-	542,580	189,898	60,727,700	11,752,762	
					計

当等の支払調書)及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて

譲渡所得等の源泉所得税について、平成12年2月から平成13年1月までに提出され
金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

3 源泉所得税

(6) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
給与所得 { 俸給・給料・賞与等	328,475	1,275,781,820	52,385,923	1,758,207	4,936,098,704
{ 日雇労働者の賃金	-	8,550,863	111,158	-	56,618,696
計	-	1,284,332,683	52,497,081	-	4,992,717,400
退職所得	5,898	153,106,723	2,258,764	31,592	171,876,151
給与所得と退職所得の合計	334,373	1,437,439,406	54,755,845	1,789,799	5,164,593,551
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-

調査対象：平成12年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

（注） この表の「人員」に関する部分は、標本調査による推計値である。

(7) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
法第204条該当 { 原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	50,425	7,285,274	778,407
{ 弁護士、税理士等の報酬又は料金	84,200	37,918,832	4,592,219
{ 診療報酬	3,737	75,578,584	6,755,597
{ 職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	66,186	71,988,240	3,664,427
{ 芸能等についての出演料の報酬又は料金	3,188	1,310,157	141,504
{ バー・キャバレーのホステス等の報酬又は料金	4,279	5,103,673	296,936
{ 契約金・賞金	758	590,291	40,363
小 計	212,773	199,775,051	16,269,453
法第203条の2該当 公 的 年 金 等	81,772	69,036,240	375,464
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金	29,457	13,597,817	16,346
法第174条該当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	225	2,403,781	237,412
計	324,227	284,812,889	16,898,675
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-

調査対象：平成12年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金等の支払調書）」及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

（注） この表の「人員」に関する部分は、標本調査による推計値である。

他	合 計			区 分
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
源泉徴収税額	人	千円	千円	
千円	人	千円	千円	
172,482,168	2,086,682	6,211,880,524	224,868,092	俸給・給料・賞与等 日雇労働者の賃金
685,456	-	65,169,559	796,614	
173,167,625	-	6,277,050,083	225,664,706	計
3,359,243	37,490	324,982,874	5,618,007	退職所得
176,526,868	2,124,172	6,602,032,957	231,282,713	給与所得と退職所得の合計
-	-	-	-	災害減税法により徴収猶予したもの

(8) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により 課税の軽減を受けたもの			
		課 税 分	非課税又 は免税分	総 額		適 用 の 内 容	人 員	支払金額	源泉徴収 税 額
公社債、預貯金の利子等	-	2,725,108	-	2,725,108	406,002	{ 租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、基金利息の分配	一般分	2,161	1,956,369	-	-	319,984			
	源泉分離選択課税適用分	69	6,750	-	-	1,012			
計	2,230	1,963,119	40,410	2,003,529	320,996	{ 租税条約の適用を受けたもの	1,370	1,563,966	234,567
匿名組合に基づく収益の分配	-	-	-	-	-				
給料・賞与等	233	211,512	193,705	405,217	40,480	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退職所得	17	102,620	-	102,620	19,932	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役務の報酬	18	2,210	-	2,210	442	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	7	16,410	-	16,410	3,000	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
著作権の使用料又はその譲渡による対価	3	6,621	-	6,621	678	{ 租税条約の適用を受けたもの	2	6,453	645
貸付金の利子	-	-	-	-	-	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産・採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	13	10,351	-	10,351	1,959	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機械等の使用料	-	-	-	-	-	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
土地等の譲渡による対価	3	13,739	-	13,739	1,373				
人的役務提供事業の対価	63	31,758	-	31,758	6,072	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
生命保険契約等に基づく年金	15	4,287	-	4,287	58				
賞 金	2	333	-	333	66	{ 租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計	-	5,088,068	234,115	5,322,183	801,058	計	1,372	1,570,419	235,212

調査対象：平成12年分の非居住者等の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(非居住者に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。
2 この表の「利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等」には、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配が含まれる。

3 源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

署名	源泉徴収税額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
徳島県	徳島	115,799,536	660,336	1,614,877	25,277,110	858,502	2,309,233	34,917
	鳴門	500,830	221,394	58,464	6,945,022	143,991	315,909	9,457
	阿南	272,697	158,644	119,401	4,300,350	74,040	156,668	20,625
	川島	123,156	21,414	33,566	1,936,409	7,684	49,363	83
	脇町	88,695	11,066	22,809	1,557,746	19,790	33,044	-
	池田	85,255	31,767	77,599	1,825,773	11,899	44,221	5,120
	計	116,870,169	1,104,621	1,926,716	41,842,410	1,115,906	2,908,438	70,202
香川県	高松	1,634,061	4,876,349	2,006,620	42,132,972	1,541,094	4,662,835	145,268
	丸亀	388,817	323,776	273,904	7,764,767	120,030	368,087	8,394
	坂出	274,911	156,820	47,838	5,780,330	83,646	189,976	704
	観音寺	405,531	294,809	207,295	5,275,612	49,774	263,804	44,601
	長尾	202,799	70,343	44,785	3,168,420	36,094	149,598	26,772
	土庄	93,291	81,161	57,916	1,394,933	12,664	48,632	5,127
	計	2,999,410	5,803,258	2,638,358	65,517,034	1,843,302	5,682,932	230,866
愛媛県	松山	1,415,013	1,718,928	1,292,158	44,810,194	1,177,219	4,189,298	43,365
	今治	580,263	448,912	326,726	8,569,500	221,591	286,851	199,392
	宇和島	207,438	128,371	181,271	4,441,955	47,238	132,182	3,125
	八幡浜	180,885	152,662	68,992	3,133,494	71,720	122,608	5,635
	新居浜	213,955	153,508	293,984	5,086,202	62,707	201,513	2,756
	伊予西条	215,403	74,647	75,697	3,740,551	69,918	94,584	23,157
	大洲	107,473	59,043	37,826	2,412,611	67,302	49,280	1,885
伊予三島	231,577	832,514	64,431	6,070,933	67,032	149,843	118,936	
計	3,152,007	3,568,585	2,341,085	78,265,440	1,784,727	5,226,159	398,251	
高知県	高知	682,473	870,245	1,085,915	25,848,704	668,819	2,744,236	83,092
	安芸	113,638	47,799	-	1,796,858	14,200	40,680	240
	南国	180,537	137,386	8	4,192,492	77,305	94,278	1,741
	須崎	144,633	70,731	-	2,490,461	58,685	62,160	21
	中村	160,430	61,155	74,917	3,277,211	33,802	85,020	994
	伊野	111,777	88,982	149	2,434,096	21,261	54,772	15,651
	計	1,393,488	1,276,298	1,160,989	40,039,822	874,072	3,081,146	101,739
全管計	124,415,074	11,752,762	8,067,148	225,664,706	5,618,007	16,898,675	801,058	

(注) この表は、「(3)利子所得等の課税状況」、「(4)配当所得の課税状況」、「(5)上場株式等の譲渡所得等の課税状況」、「(6)給与所得、退職所得の課税状況」、「(7)報酬・料金等所得の課税状況」及び「(8)非居住者等所得の課税状況」の「源泉徴収税額」欄を税務署別に示したものである。

3 - 2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徴収義務者数

署 名	平成 13 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	報酬・料金等 所 得	非居住者等 所 得	
	件	件	件	件	件	件	
徳 島 県	徳 島	193	268	10	11,852	9,881	21
	鳴 門	79	83	3	4,117	3,133	9
	阿 南	95	47	3	2,796	1,897	4
	川 島	29	19	1	1,613	1,256	1
	脇 町	21	20	1	1,211	1,032	-
	池 田	18	30	3	1,272	1,015	2
	計	435	467	21	22,861	18,214	37
香 川 県	高 松	277	612	22	15,335	13,475	48
	丸 亀	98	164	7	4,688	3,636	10
	坂 出	75	118	1	4,067	3,145	5
	観 音 寺	74	118	4	4,640	2,672	5
	長 尾	57	84	1	2,883	2,574	17
	土 庄	28	68	1	1,581	1,238	4
	計	609	1,164	36	33,194	26,740	89
愛 媛 県	松 山	346	575	17	17,407	13,197	30
	今 治	109	191	3	6,259	5,143	18
	宇 和 島	117	78	3	4,576	2,903	7
	八 幡 浜	35	74	2	3,786	1,937	3
	新 居 浜	54	79	4	3,419	2,178	6
	伊予西条	69	81	2	2,995	2,294	3
	大 洲	34	53	1	1,874	1,422	2
	伊予三島	52	118	4	2,967	2,273	15
計	816	1,249	36	43,283	31,347	84	
高 知 県	高 知	170	483	12	10,646	8,014	15
	安 芸	59	39	-	1,694	875	1
	南 国	58	83	1	2,938	1,621	5
	須 崎	57	68	-	2,185	1,211	-
	中 村	46	62	1	2,367	1,379	4
	伊 野	48	47	1	1,825	1,084	5
	計	438	782	15	21,655	14,184	30
全 管 計	2,298	3,662	108	120,993	90,485	240	

源泉徴収義務者数

(参考)

税務署別源泉徴収義務者数

署名	平成12年6月30日現在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳島県	徳島	188	284	10	11,799	9,875	17
	鳴門	78	84	3	4,145	3,120	6
	阿南	93	52	4	2,822	1,855	4
	川島	26	23	1	1,643	1,274	1
	脇町	21	22	1	1,211	1,038	-
	池田	17	32	2	1,240	1,014	2
	計	423	497	21	22,860	18,176	30
香川県	高松	272	655	21	15,605	13,564	46
	丸亀	124	170	7	4,770	3,711	8
	坂出	74	118	1	3,944	3,147	3
	観音寺	75	124	4	4,607	2,669	4
	長尾	60	84	1	2,918	2,572	14
	土庄	33	81	1	1,551	1,255	3
	計	638	1,232	35	33,395	26,918	78
愛媛県	松山	346	622	15	17,255	12,800	24
	今治	115	205	3	6,135	5,134	20
	宇和島	118	86	3	4,747	3,016	10
	八幡浜	35	78	1	3,617	1,946	2
	新居浜	57	83	3	3,414	2,161	7
	伊予西条	69	84	2	2,911	2,278	2
	大洲	37	55	1	1,855	1,426	2
	伊予三島	54	109	4	3,017	2,274	17
	計	831	1,322	32	42,951	31,035	84
高知県	高知	171	509	12	10,871	8,032	16
	安芸	59	46	-	1,655	871	1
	南国	53	80	1	2,903	1,602	3
	須崎	68	67	-	2,153	1,149	2
	中村	63	62	1	2,484	1,380	5
	伊野	53	50	1	1,851	1,053	4
	計	467	814	15	21,917	14,087	31
全管計	2,359	3,865	103	121,123	90,216	223	

(2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

組織区分 支給人員区分	平成13年6月30日現在						
	署所管法人	調査課所管 法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10人未満	52,141	26	220	365	3,727	38,879	95,358
10人以上30人未満	15,213	29	220	210	752	1,204	17,628
30人以上100人未満	4,772	116	236	162	447	109	5,842
100人以上500人未満	1,176	203	138	292	105	12	1,926
500人以上	69	84	19	61	6	-	239
計	73,371	458	833	1,090	5,037	40,204	120,993
平成12年6月30日現在	73,150	487	889	1,099	5,045	40,453	121,123

(参考)

給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

組織区分 支給人員区分	平成12年6月30日現在						
	署所管法人	調査課所管 法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10人未満	51,722	26	256	374	3,731	39,120	95,229
10人以上30人未満	15,340	29	214	207	787	1,211	17,788
30人以上100人未満	4,902	132	249	156	426	113	5,978
100人以上500人未満	1,125	216	146	301	92	9	1,889
500人以上	61	84	24	61	9	-	239
計	73,150	487	889	1,099	5,045	40,453	121,123
平成11年6月30日現在	73,076	495	893	1,099	4,948	41,329	121,840

3 - 3 民間給与実態統計調査結果（抜粋）

(1) 民間給与実態統計調査の概要

民間給与実態統計調査は、次の要領で調査した平成12年分の調査結果のうち、当局関係分の主要な計数について取りまとめたものである。

この調査は、昭和24年分から始まり、以後毎年実施しており今回が第52回目に当たる。

なお、昭和29年分の調査から統計法第2条に基づく指定統計（第77号）となっている。

イ 目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

ロ 調査の対象

平成12年12月31日現在の給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としているが、次の者は対象から除いている。

(イ) 日雇労務者

(ロ) 公務員、公団・公庫等職員

(ハ) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

ハ 調査の方法

この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者（事業所）及び給与所得者について行っている。

標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

(イ) 第1段階抽出

事業所を、事業所の従業員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段階抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

(ロ) 第2段階抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出するが、年間の給与金額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

全体としての抽出率、事業所の従事員数による層別等は次のとおりである。

区分 階層	事業所の従事員 数等の区分	全体としての 事業所の 抽出率	事業所におけ る給与所得者 の抽出率	全体としての 給与所得者の 抽出率
	人			
第1層	1～9	1/400	1/1	1/400
第2層	10～29	1/200	1/2	1/400
第3層	30～99	1/60	1/5	1/300
第4層	100～499	1/15	1/20	1/300
第5層	500～999	1/3	1/50	1/150
第6層	1,000～4,999	1/1	1/100	1/100
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200
第8層	本社 (資本金10億円 以上の株式会社 で500人未満)	1/1	1/10	1/10

(2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

企業規模	給与所得者数						平均給与				
	11年		12年		増減	12/11	11年	12年	増減	12/11	
	人員	構成比	人員	構成比							
個人	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%	
	102,317	8.4	84,540	7.0	17,777	82.6	2,614	2,450	164	93.7	
（資本金階級別） 株式会社	2,000万円未満	201,309	16.6	223,259	18.5	21,950	110.9	3,818	3,668	150	96.1
	2,000万円以上	234,304	19.3	230,414	19.1	3,890	98.3	4,199	4,054	145	96.5
	1億円以上	91,129	7.5	90,198	7.5	931	99.0	4,726	4,295	431	90.9
	10億円以上	120,099	9.9	107,839	8.9	12,260	89.8	5,463	5,810	347	106.4
計	646,841	53.3	651,710	53.9	4,869	100.8	4,389	4,246	143	96.7	
その他の法人	463,327	38.2	472,819	39.1	9,492	102.0	3,845	3,761	84	97.8	
合計	1,212,485	100.0	1,209,069	100.0	3,416	99.7	4,032	3,930	102	97.5	

(注) 1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下(3)~(5)の表についても同様である。

2 計数は、1年勤続者分である。

(3) 業種別給与所得者数及び平均給与

業種	給与所得者数						平均給与			
	11年		12年		増減	12/11	11年	12年	増減	12/11
	人員	構成比	人員	構成比						
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
建設業	135,415	11.2	173,405	14.3	37,990	128.1	4,447	4,351	96	97.8
繊維工業	32,446	2.7	38,112	3.2	5,666	117.5	3,255	3,570	315	109.7
化学工業	62,413	5.1	33,030	2.7	29,383	52.9	4,911	4,359	552	88.8
金属機械工業	89,101	7.3	83,054	6.9	6,047	93.2	4,098	4,366	268	106.5
その他の製造業	95,740	7.9	112,641	9.3	16,901	117.7	3,666	3,590	76	97.9
卸小売業	285,750	23.6	236,080	19.5	49,670	82.6	3,386	3,261	125	96.3
金融保険業	47,430	3.9	49,310	4.1	1,880	104.0	4,362	4,987	625	114.3
運輸通信公益事業	87,849	7.2	98,925	8.2	11,076	112.6	5,160	4,878	282	94.5
サービス業	349,723	28.8	354,907	29.4	5,184	101.5	4,175	3,836	339	91.9
農林水産・鉱業	26,618	2.2	29,605	2.4	2,987	111.2	2,630	3,076	446	117.0
合計	1,212,485	100.0	1,209,069	100.0	3,416	99.7	4,032	3,930	102	97.5

(注) 計数は、1年勤続者分である。

3 源泉所得税

(4) 事業所規模別給与と所得者数及び平均給与

規 模	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	11 年		12 年		増 減	12 / 11	11年	12年	増 減	12 / 11
	人 員	構成比	人 員	構成比						
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	284,110	23.4	283,555	23.5	555	99.8	2,943	3,237	294	110.0
10人～29人	239,286	19.7	238,327	19.7	959	99.6	4,118	4,024	94	97.7
30人～99人	254,232	21.0	249,953	20.7	4,279	98.3	4,111	3,795	316	92.3
100人～499人	253,775	20.9	256,400	21.2	2,625	101.0	4,468	3,906	562	87.4
500人～999人	63,660	5.3	63,966	5.3	306	100.5	4,523	4,486	37	99.2
1,000人以上	117,422	9.7	116,868	9.7	554	99.5	5,109	5,461	352	106.9
合 計	1,212,485	100.0	1,209,069	100.0	3,416	99.7	4,032	3,930	102	97.5

(注) 計数は、1年勤続者分である。

(5) 給与階級別給与と所得者数及び給与額

給 与 階 級	給与所得者数		① 給与総額		② 税 額		税額割合 ② / ①	一人当たり税額
	人 数	構成比	総 額	構成比	金 額	構成比		
	人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円以下	78,218	6.5	66,321	1.4	177	0.1	0.3	2,263
200万円 "	162,695	13.5	249,455	5.2	3,450	2.1	1.4	21,205
300万円 "	252,695	20.9	642,218	13.5	15,616	9.4	2.4	61,798
400万円 "	252,285	20.9	884,182	18.6	20,783	12.5	2.4	82,379
500万円 "	187,938	15.5	843,974	17.8	20,785	12.5	2.5	110,595
800万円 "	203,647	16.8	1,255,081	26.4	37,500	22.5	3.0	184,142
1,000万円 "	40,367	3.3	356,334	7.5	16,746	10.0	4.7	414,844
1,500万円 "	23,705	2.0	279,659	5.9	21,055	12.6	7.5	888,209
2,000万円 "	4,228	0.3	71,820	1.5	8,587	5.1	12.0	2,030,984
2,000万円 超	3,291	0.3	103,102	2.2	22,229	13.3	21.6	6,754,482
合 計	1,209,069	100.0	4,752,146	100.0	166,928	100.0	3.5	138,063

(注) 計数は、1年勤続者分である。